

仙台赤門短期大学 学則

第1章 総則

(目的、名称、位置)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学問を教授研究し、職業及び社会生活に必要な教育を施し、豊かな人間性と高い倫理観に基づく人間形成を重んじ、国民の生活に寄与する有為な人材を育成することを目的とし、仙台赤門短期大学と称する。

2 少子高齢化社会の到来という時代にあって、かつて社会が経験したことのない健康福祉にかかわる人々の多様な問題に対して、専門職として適切な判断と技術を駆使できるよう必要な教育課程をもって教育を施し・訓練し、国民の保健衛生に寄与できる医療人を育成することを目的とする。

3 本学は、宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6番41に位置する。

(自己点検及び評価)

第2条 本学は、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育及び研究の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果に基づいて教育研究活動の改善及び充実に努める。

2 前項の点検及び評価に関する必要な事項は別に定める。

第2章 学科、修業年限及び定員

(学部、学科、修業年限及び定員)

第3条 本学に、次の学科を置き、修業年限及び定員は次のとおりとする。

学 科	修業年限	入学定員	収容定員
看護学科	3年	80名	240名

第3章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を次の2学期に分ける。
前学期 4月1日から9月30日まで
後学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、学期の開始日及び終了日を変更することができる。

(休業日)

第5条 休業日は次の通りとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 本学の創立記念日 8月29日
- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学長が別に定める。
 - 3 学長は、必要があると認めたときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、又は休業日に授業を課すことができる。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限及び在学年限)

第6条 本学に在学する期間は、3年とする。ただし、6年を超えて在学することはできない。また、第12条第1項の規定により入学した者は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第5章 入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験(平成17年度文部科学省令第1号)により、文部科学大臣

の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定試験(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)

- (6) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第9条 入学志願者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、願い出なければならない。
なお、出願の時期、方法及び提出すべき書類については、別に定める。

(入学者の選考)

第10条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第11条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金等を納付しなければならない。
2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(短期大学士入学、編入学、転入学及び再入学)

第12条 学長は、次の各号の一に該当するもので、本学への入学を志望するものがあるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 他の短期大学を卒業した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、文部科学大臣の定める基準を満たす専修学校の専門課程を卒業した者。
 - (3) その他法令により短期大学への編入学及び転入学が認められている者
 - (4) 本学を願い出により退学した者又は除籍された者で、再入学を希望する者。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目、単位数の取り扱い及び在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

第6章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第13条 教育課程の編成は、本学の学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に行うものとする。
2 教育課程の編成に当たっては、学科の専攻分野に係る専門の学芸を教授し、確かな知識

と技術、教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮する。

(教育課程の編成方法)

第14条 本学は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

(授業科目及び単位数)

第15条 各授業科目及び単位数については、別表1に定めるところによる。

(履修方法)

第16条 学生は、履修しようとする授業科目を期日まで学長に届けなくてはならない。

2 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が習得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定める。

3 前項の規定にかかわらず、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

4 本条に規定するものの他、授業科目の履修方法に関して必要な事項は別に定める。

(単位)

第17条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(学修の評価及び単位の認定)

第18条 本学は、各授業科目を履修した者に対して、試験その他適切な方法により総合的に学修の成果を評価し単位を認定する。

(授業及び授業期間)

第19条 授業は、講義、演習、実験、実習のいずれかにより又はこれらの併用により行う。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

3 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合には、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(他短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第20条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、7単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(短期大学、大学以外の教育施設における学修)

第21条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、7単位を超えないものとする。

(入学前の既取得単位の認定)

第22条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として習得した単位を含む)を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 前項により認定できる単位数は、編入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条及び第20条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、7単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第23条 本学は、学生が職業を有している等の理由により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。

(科目等履修生)

第24条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を希望する者には、本学の教育の支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することがある。

- 2 科目等履修生に対し、第17条の規定を準用して単位を認定することができる。

(外国人留学生)

第25条 短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する外国人については、選考のうえ、外国人留学生として学長が入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関して必要な事項は、別に定める。

第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第26条 疾病その他特別の理由により3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年を超えることができない。ただし、学長が特別の事情であると認めるときは、1年を限度として引き続き休学することができる。
- 3 休学期間は通算して修業年限を超えることができない。
- 4 休学期間が3ヶ月以上にわたるときは、その期間は在学期間に算入しない。
- 5 疾病その他特別の理由により修学することが適当ではないとみとめられる者については、学長は休学を命ずることができる。

(復学)

第27条 休学の事由が消滅した場合は、復学しようとする者は、願い出て学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第28条 外国の短期大学又は大学で学修することを志望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第6条に定める在学期間に含めることができる。
- 3 第20条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第29条 疾病その他特別の理由により退学しようとするものは、所定の手続きにより学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、教授会の審議を経て、学長が除籍することができる。

- (1) 第6条に定める在学期間を越えた者
- (2) 第26条に定める休学の期間を越えてもなお修学できないもの
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第8章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は第3条に規定する修業年限以上在学し、第15条で定める所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 前条に規定する卒業の要件を満たした者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位)

第33条 前条の規定により卒業を認定したものに対して、本学学位規定の定めるところより、次の学位を授与する。

看護学科 短期大学士（看護学）

第9章 賞罰

(表彰)

第34条 学生として表彰に値する行為があった者について、教授会の審議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第35条 学則その他の規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった学生は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (2) 学力劣等など、または疾病やその他の事故により成業の見込みがない者

- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (4) 学内の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 職員

(職員)

第36条 本学に、学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務部長、事務職員を置く。

- 2 前項の職員の他、副学長、副学科長、技術職員、その他の職員を置くことができる。

第11章 教授会等

(教授会)

第37条 本学に教授会を置く

- 2 教授会の運営に関して必要な事項は別に定める。

第12章 図書館

(図書館)

第38条 本学に図書館を置く

- 2 前項に関して必要な事項は、別に定める。

第13章 入学検定料、入学金、授業料その他の納付金

(入学金、授業料その他の納付金)

第39条 本学の入学検定料、入学金、授業料等は次の通りとする。

(単位:円)

学科	入学検定料	納入時期	入学金	授業料	実習費	施設整備費	合計
看護学科	30,000	1年次	200,000	800,000	250,000	300,000	1,550,000
		2年次		800,000	250,000	300,000	1,350,000
		3年次		800,000	250,000	300,000	1,350,000

- 2 前項に定めるものの他、納付金に関して必要な事項は別に定める。

(退学、停学及び休学の場合の授業料等)

第40条 途中で退学し又は除籍された者の当該期間の授業料等、停学期間中の授業料等、休学期間中の在籍料は徴収する。

2 前項の規定については、別に定める。

(納付金の返付)

第41条 納付した入学検定料、入学金及び授業料等は、返付しない。

ただし、入学初年度の授業料等については、入学年度直前の3月末日までに、所定の手続きにより申請した者に限り返付する。

第14章 公開講座

(公開講座)

第42条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することがある。

第15章 学則の変更

(学則の変更)

第43条 この学則を変更しようとするときは、学長が理事会の承認を得て行う。

第16章 補則

(補則)

第44条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。